



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



特275  
719

はしがき

數週前畏友御園生卯七君から恤兵の爲に何か書けとのことであつた、私は外のことではないから辭退はしない、女中と子守に關し主婦が平生諭しあくべきことでも書きませうと約束した、其の後筆を執る時を得なくて煩悶して居たが今日兩三時間公務の餘暇が出來たために書き綴ることを得て辛うじて約束に背かぬことになつた。

書き綴つたことの價値は讀者の判断に任するより外はないが併し醫學博士三輪徳寛君が獨逸より歸朝された時私に惠贈された「レウェー」氏の家庭教育なる冊子の思想も加はつて居る、之を同君に深謝すると共に書き綴つた顛末を述べました。

宇都宮の客舍にて

小 池 民

明治三十八年六月四日  
次  
38 6 16  
内文

## 再版につきて

本年六月出版した此の小冊子一千五百部は二ヶ月餘にして一冊も餘分のないやうになつて續々注文のあるのは全く江湖諸賢の恤兵の爲に篤い志を表せられたのである。今増訂して第二版を出すに當つて特に松浦千里君太田茂君等の先覺の忠實なる心添を得たのは深く感謝する處である。

明治三十八年八月十六日

小 池 民 次

## 『女中と子守』

### 一、主人方の注意

女中又は子守を使ふ家では注意して其の女中や子守によく其の用をさせなければならぬ、さて今日は昔どちがつて女中や子守を奴隸のやうにして使ふのではない、女中や子守でも同じ日本臣民であつて唯約束に依て一定の勞に服するのであるから使ふ主人方でも其の人權を認めてやらねばならぬ、使はれる女中や子守も己は奴隸のやうなものでないといふことを知つて卑劣なことのないやうにしなければならぬ。されど奴隸のやうなものでないからとて主人や主婦と同じ位置のものであると考へたならば大なる誤である、女中は女中の本分を盡し子守は子守の義務を守るべきことは當然である。主家の子供が女中又は子守に對して怡も己が主人なるが如くに思つて妄に使役するやうでは其の子供の教育上甚だ面白くないことである、自治心の發育を妨ぐるのみならず驕りの心を生じて勝手氣儘に流るゝやうになる。

子供は何の氣もなく年上のものゝ言葉づかひや行狀の眞似をするから女中や子守は子供に對して實に有力なる教育者となる場合がある、主婦たるものは之に心付かねばならぬ。從て女中や子守にはみだりがましい歌を謡ふことや妄に他人のうわさ話などをすることを禁じなければならぬ。

教育者  
唱歌者  
うわさ話

子供の  
心得違

奴隸で  
はない

そこで昔からの習慣で女中や子守に對してはドウでもよいと考へては大間違ひである。維新の文明の根本は國民の階級を去つて素町人土百姓と理由もなく賤しめられたものが一躍して皆士分と同様の權利を得て同様の義務を負ふことになつたのである維新以來國力の進歩と文化の發展とは著るしいもので日清戰爭にも北清事件にも世界に向て我が國の光を顯はし昨年以來の征露の役は世界の強國をびっくりさせた、かやうになつたのも國民は皆同様に人格を認められて、國法上賤民と見做さるものゝ無くなつた爲である、職工が工場主の爲に働くのは奴隸としての束縛労働ではない自己の意志から出た約束労働である、小作人の地主に對するのも漁夫の網主に對するのも之と同じ譯である、女中や子守もまた之と異つた處はない。

そこで女中や子守となるものは多くは家貧にして一定の報酬を得むが爲に自ら心を定めて主家と労働を約束するのであつて素より教育も不完全のものである、而して主家の子供は教育を誤つては生涯取返しの附くものでない、又女中や子守は主家に對して德義上忠實順良でなければならず主人主婦は女中や子守に對し慈愛を加へて懇切に教導するのが當然である、斯くなれば雇主も雇はるゝものも共に幸福である、良主の許に良僕ありといふ金言を實地にあらはしたいことである。

子供は女中や子守に事を命令することは宜しくない。己に出來ぬことは頼んでも宜しいが當然自分の爲なればならぬこと、たとへば學校へ持參する學用品の取揃へや之を風呂敷に包むことなどは頼ん

双方の  
幸福

命  
頼んで  
令  
もなら

ぬこと でわるいことであるから主婦はこの様なことは頼まれても爲さぬやうに女中や子守に呉くも教へふくことが大切である。

ある富貴の家に生れた娘が何事も下女下男にさせて家に居ては大威張であつたが小學校に入るやうになつて本人も教師もよほど困つた尋常科の三年生になつたとき其の學校で運動會があつて尋常科相當の出宅競争（學用品を風呂敷に包んで家を出るさま）の仲間に加はつたが外の生徒は皆驅け出しても其の子はまだ風呂敷包が出来なくて泣きだした、活きた世の中に出れば皆此の通である。

従順

女中でも子守でも四つ五つの子供よりは遙に知識も優れて判断力も多くあるから四つ五つの子供は却て女中や子守に對して従順であるのが必要である、主人として子供に威張ることを教ふるものも有るまいが、併し従順を教ふることは忘れてはならぬ。

子供が女中や子守の不都合を認めて之を尊長に訴へたならば其の時は尊長たるものが餘程注意しなければならぬ、少くとも其の訴を獎勵する顔色を見せたり又は秘密に訴へさするやうなことが有つたならば子供は他人の過失にのみ目をつけて之を尊長に訴ふることを好み遂には針小を棒大にしたり甚しきは無きことを有るとして訴へて尊長の機嫌を取り子供はいつとなく讒諑中傷の惡徳に陥るやうになる、

子供の  
訴につ  
いての  
危険

女中や子守の居ない時に其の悪評を子供に聞かせることが有つたならば子供に陰で人の悪評をすると教へると同じである、まして悪評をしながら面白そらな顔附を子供に見せることがあつたならば子供はどんなに感ずるであらうか。

尊長たるものは子供に女中や子守の監視をさせたり探偵の役をさせたりするのは危険千萬である、其の時だけは便利であつても拭ふことの出来ない汚點が子供の精神に残らぬとは云ひにくひことである。子供には女中や子守に同情を加へさせて務めよいやうにさせるのが本旨である。此の本旨が通れば少し位曲つた女中でも子供に感化されて素直のものとなる、女中や子守の過失を叱らねばならぬ場合には厳しく叱るをよしとするとも成るべくは子供の目前を避くる方が宜しい、子供が其の叱らるゝを見れば氣の毒であると思ふて同情を起すか輕蔑の情を生ずるか又はよい氣味なりとの冷酷な心を起すかであらう、同情を起すといふ方はよいかも知れぬ、併し女中の味方になつて陰に叱つた人を非難するやうなことにもならぬとは云はれない、又叱るは改めさするのであるから能くわかつて會得のなるやうに教へ諭することは最も望ましいことである。

## 二、女中や子守の心得

### 愛情

凡そ女といふものは子供を愛するばかりではない老人をも愛していたわらねばならぬ、見ず知らずの他人にも無慈悲ではならぬ、家畜家禽は申すに及ばず一草一本にも愛情を加へて其の成長繁茂を樂み

生命のない鍋釜でも皿鉢でも之を生命のあるものゝやうに思つていたわつて自分のものでも他人のもので其の生命の長かれがしと祈つて取扱ふべきことである、平生の着物や履物や道具の類も此の心で取扱へば思つたよりも其の物が永く保つて永く用に立つ是れが家の經濟になるのである、女中や子守が自分の品物でないと思つて取扱ひを手あらくして早く破れ損するやうでは女に生れた甲斐がない後に自分が家を持つやうになつても一生破れ世帯で困窮してくらさなくてはならぬやうになる、道具の取扱に氣をつけて土瓶、茶碗、膳椀、皿、鉢に至るまでに長命をさせて着物を洗濯するにも其の着物の健康で長命であるやうにして十分に用に立たするやうに如何なる些細のものでも用を爲さずに腐敗させたり破損させたりと云ふことの無いやうに注意して務むるのは主人に對して盡すばかりではない全く自分の善い修業である、米ときの時には米かし桶から一粒の米をも流さずにしかも手早く鄭に米を研ぎ上げることや煮たきの時に薪炭を上手に用ひて浪費しないことなどに日々心を用ひたならば唯主人方の經濟の都合の善いばかりではない、實に其の女中の人物を研ぎ上げるに此上もない方法である。

履物の鼻緒が切れたならば嗚呼面倒であると思ふやうでは淺ましい、嗚呼恥我をしたか氣の毒であるドレ／＼早速治療してやりませう、是で安心したといふつもりで鼻緒を繕ふのが當然である、主人の靴は穿かぬ時は靴底の泥土を底皮をいためぬやうに落して直接に日光を受けず濕氣もなくて空氣の流

通する處に置くなとのことも皆物を愛する心から出るのが貴い、かやうな心をするのが奴隸でなくて自分の心からする約束勞働で人間の價値を下げぬことにも當るのである。是れから細かい個條を擧げて見やう。

くすぐること  
子供の笑ひが愛らしくてくすぐりて笑はるのは子供を苦めるのである又赤子を背に負ふて下へさが  
ゆすり上ると  
つた時に體を屈めて強くゆすりあげた爲に赤子を前に投げ出したものがある。歩みはじめた子供の手  
手をひきを無理に引上げて恠我をさせたものもある。  
くこと  
お腹を物の話をして又はからかつて怒らしたり泣いたり馬鹿と言つて置つたり又は打つ

物からかふてこてと云ふことをかづけた。これは、背に負ひて紐をかくる時は巾の廣き平たき紐にすべきである又帶や紐をあまりに固くしてはならぬと  
たりつめつたりすることは以ての外のことである。

ちちらも血のめぐりを妨げてよろしくない。  
乳を呑ませてすぐに負ふたならばしばしば驛け走りをせず道を行くにも静にしなければならぬ是は抱

いた時でも同じである。  
髪の毛  
日光  
又背に負ふたならば髪の毛が子供の顔にさわらぬやうにし又子供の目に日光がまともに當らぬやうに注意しなければならぬ。

戯言 うかと子供に戯を云ふて大事になつた例もある戯はおそらく容易には云はれないものである。

口うつ  
子供に食はせやうとして口中で噛みくだいてそれを出して子供の口中へ入れてやる人がある。これは最もよろしくないから自分の歯のむしのは勿論他人がやうこころうとしないで

出先の出来事は、主人の口に傳わる前に、必ず誰かに話せなければならぬ。出先で子供が物を食したことや又は禁じてあることを爲したこと又は不時の出来事などは少しあく隱すことろなく主人に語るべきである、己が叱らるゝを恐れて懸すやうなことが有つては罪の上達である。

ばかりではない己も遂には立ち場がなくなるものである。

げなかつた、兩親は一時の痛みであらうと思つて格別の手當も爲なかつた爲に此の子は生れもつかぬ盲目となつた、子守が實を告げなかつたのは主人が厳しい人であるから一圖に恐れたのであつたといふことである。

**入浴の注意** 恐ろしい眼病が銭湯で傳染した例があるから湯舟の中や湯舟の湯で子供の顔を洗つては危い、清潔な岡湯で顔を洗ひもし岡湯がなかつたならば顔は家に歸つてから別に洗ふべきである、口中は家に歸つてから先手式も同時に先手直していいのが安全である。

爪をき  
手足の爪に一週間又は十日目位には短かく切りて「トクサ」にてこすり爪の間に黒き垢のたまらぬやう

子供が蜂や毛虫にさゝれたらば直に其の所に食鹽を水にかきませて塗るのがよろしい手早い程効が多いのである。

常に火元に注意して「ランプ」火鉢、焚火などにも油斷せず過なきやうにしもし衣服に火の燃えつくこともあらば走り回らずして静にもみ消し火の勢強くば「ケット」か夜具の類にくるまりて幾度も横に臥してころがれば其の中に全く消えるものである。

ある旅人宿の女中「ランプ」にさわつて石油をあびた所へ火が燃えついたから驚いて走り回る内に全身に火が廣がつた人々集つて消し止めてから十三四時間ばかり七顛八倒した後に死んだ、ちよつとして智慧がなかつた爲に非命の死を遂げたのは氣の毒千萬である、記者は其の時此の家に泊つて居たから終夜悲鳴が耳にはいつて少しも睡ることが出来なかつた。

烟にむせぶやうな火事場を通らねばならぬ時は両手を袖で包むか濡れた布で巻くかしてはらばつて通れば大かたは呼吸をするに差支がない、立て歩いては烟にむせて直に倒れる。

冬になつて手足の冷えた時又は水を使つてから直に手足を火にかさせば「シモヤケ」になる火にあたる

前には先よくこすつて少しあたゝかみの出るやうにすれば「シモヤケ」は出來ぬ。

(ふはり)

火事場  
を通る  
とき  
防  
シモヤ  
ケの豫

死  
女中  
の  
非命  
の

虫  
にさ  
された  
とき

# 終